

新規上場申請のための四半期報告書

株式会社アイビス

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための四半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 山道 裕己 殿

【提出日】 2023年2月17日

【四半期会計期間】 第24期第1四半期(自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)

【会社名】 株式会社アイビス

【英訳名】 ibis inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 神谷 栄治

【本店の所在の場所】 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目17番34号

【電話番号】 052-587-5007

【事務連絡者氏名】 取締役管理部担当 安井 英和

【最寄りの連絡場所】 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目17番34号

【電話番号】 052-587-5007

【事務連絡者氏名】 取締役管理部担当 安井 英和

目 次

頁

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	1
第2【事業の状況】	2
1【事業等のリスク】	2
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	2
3【経営上の重要な契約等】	3
第3【提出会社の状況】	4
1【株式等の状況】	4
2【役員の状況】	5
第4【経理の状況】	6
1【四半期財務諸表】	7
2【その他】	11
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	12

[四半期レビュー報告書]

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第24期 第1四半期累計期間	第23期
会計期間	自 2022年1月1日 至 2022年3月31日	自 2021年1月1日 至 2021年12月31日
売上高 (千円)	835,081	2,744,150
経常利益 (千円)	117,958	107,498
四半期（当期）純利益 (千円)	76,667	72,310
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	95,925	95,925
発行済株式総数 (株)	2,788,783	2,788,783
純資産額 (千円)	339,338	262,670
総資産額 (千円)	1,042,855	952,334
1株当たり四半期（当期）純利益 (円)	27.49	25.93
潜在株式調整後1株当たり 四半期（当期）純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	32.3	27.3

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 「収益認識基準に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
5. 1株当たり配当額については、配当を実施していないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当新規上場申請のための四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症対策として3回目のワクチン接種が開始されたもののオミクロン株など新たな変異株により感染が拡大、さらにその影響による生産や物流網の混乱により原材料と資源価格が高騰し、その上ロシア・ウクライナ情勢による経済不安もあり、依然として先行き不透明な状況になっております。

このような環境の下、当社は、引き続き、コロナ禍における時差通勤、テレワークの実施、ビジネスチャットを活用したWeb会議等により、感染予防に努めながら、安定的な事業活動を推進するとともに、モバイルペイントアプリ『ibisPaint』を提供するモバイル事業及びIT技術者派遣と受託開発を行うソリューション事業の事業拡大を図ってまいりました。また、各種社内規程・マニュアルの整備やJ-SOXへの対応など、内部管理体制の整備に取り組んでまいりました。

以上の結果、当第1四半期累計期間の経営成績は、売上高835,081千円、営業利益113,525千円、経常利益117,958千円、四半期純利益76,667千円となりました。

事業セグメント別の状況は、以下のとおりであります。

<モバイル事業>

当第1四半期累計期間におきましては、主製品であるモバイルペイントアプリ『ibisPaint』シリーズについて、アプリ上の新機能や様々な改善・仕様変更、不具合修正に対応した最新バージョン（ver. 9.3.0）のリリースや、102点もの無料素材の新規追加、オンラインギャラリーのアカウントアイコン変更等により、累計ダウンロード数が2022年3月末に2億3674万件（前年同期比64.9%増）となりました。また、サブスクリプション型（月額課金の他、2021年6月16日にリリースした年額課金を含む）のプレミアム会員数は45,101人（前年同期比79.5%増）、売切型アプリの累計販売数は480,324件（前年同期比38.6%増）となりました。コロナ禍の中、本事業の広告ビジネスにおいて主な収入源となっているアプリ広告売上、及びBtoCビジネスにおいて主な収入源となっているプレミアム会員サービスのサブスクリプション売上等がいずれも好調に推移した結果、売上高は546,387千円となりました。内訳としては、アプリ広告売上が466,393千円、サブスクリプション売上が37,505千円、売切型アプリ販売が40,719千円となり、また、モバイル事業全体の売上高に対する海外売上は465,149千円、その比率は80.2%と、依然高い水準で推移しております。前事業年度に引き続き、新規ユーザーの獲得及び売上高の伸長を重視する方針の下、積極的に広告宣伝費を投下した結果、セグメント利益は144,774千円となりました。

<ソリューション事業>

当第1四半期累計期間におけるIT技術者派遣につきましては、一昨年からのコロナ禍で積みあがった派遣労働者の待機コスト解消が完了し、引き続き営業活動及び採用活動を積極化いたしました。しかしながら、採用活動においては、技術者優位の状態が進んでおります。受託開発については、情報サービス業の企業からの需要が想定以上に発生したなど、Webアプリケーションや業務システム等への投資は拡大傾向にあります。以上の結果、売上高は288,693千円となり、内訳としては、IT技術者派遣が245,956千円、受託開発が42,737千円となりました。前事業年度は人材採用費を抑制する方針で運営しておりましたが、当事業年度は再び人材採用費の投資を積極的に推進する方針に変更した結果、セグメント利益は44,464千円となりました。

(2) 財政状態の状況

(資産)

当第1四半期会計期間末の資産合計は1,042,855千円となり、前事業年度末に比べ90,521千円の増加となりました。これは主に、現金及び預金が113,496千円、投資その他の資産が21,969千円増加した一方で、売掛金及び契約資産が68,661千円減少したこと等によるものであります。

(負債)

当第1四半期会計期間末の負債合計は703,517千円となり、前事業年度末に比べ13,854千円の増加となりました。これは主に、未払金が30,470千円、未払法人税等が17,405千円増加した一方で、賞与引当金が17,549千円、長期借入金が10,794千円減少したこと等によるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末の純資産合計は339,338千円となり、前事業年度末に比べ76,667千円の増加となりました。これは、四半期純利益76,667千円を計上したことによるものであります。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期累計期間の研究開発費の総額は5,176千円であります。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因

当第1四半期累計期間において、当社の経営成績に重要な影響を与える要因に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	11,150,000
計	11,150,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2022年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年6月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,788,783	2,788,783	非上場	(注) 1、 2
計	2,788,783	2,788,783	—	—

(注) 1. 当社は単元株制度を採用しておりません。

2. 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない旨を定款に定めております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年1月1日～ 2022年3月31日	—	2,788,783	—	95,925	—	56,935

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	2,788,783	2,788,783	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,788,783	—	—
総株主の議決権	—	2,788,783	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期会計期間(2022年1月1日から2022年3月31日まで)及び第1四半期累計期間(2022年1月1日から2022年3月31日まで)に係る四半期財務諸表について、仰星監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当第1四半期会計期間 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	305, 570	419, 066
売掛金	443, 509	—
売掛金及び契約資産	—	374, 847
貯蔵品	1, 061	934
その他	55, 583	54, 275
流動資産合計	805, 725	849, 124
固定資産		
有形固定資産	1, 509	14, 031
無形固定資産	56, 023	68, 654
投資その他の資産	89, 074	111, 044
固定資産合計	146, 608	193, 730
資産合計	952, 334	1, 042, 855
負債の部		
流動負債		
短期借入金	100, 000	100, 000
1年内返済予定の長期借入金	34, 380	34, 380
未払金	323, 142	353, 612
未払法人税等	17, 467	34, 873
賞与引当金	36, 305	18, 755
製品保証引当金	908	189
その他	52, 637	44, 438
流動負債合計	564, 840	586, 248
固定負債		
長期借入金	109, 124	98, 330
役員退職慰労引当金	7, 078	10, 318
その他	8, 620	8, 620
固定負債合計	124, 822	117, 268
負債合計	689, 663	703, 517
純資産の部		
株主資本		
資本金	95, 925	95, 925
資本剰余金	93, 526	93, 526
利益剰余金	70, 669	147, 336
株主資本合計	260, 120	336, 788
新株予約権	2, 550	2, 550
純資産合計	262, 670	339, 338
負債純資産合計	952, 334	1, 042, 855

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

当第1四半期累計期間
(自 2022年1月1日
至 2022年3月31日)

売上高	835,081
売上原価	234,040
売上総利益	601,041
販売費及び一般管理費	487,516
営業利益	113,525
営業外収益	
為替差益	3,394
受取報奨金	1,943
その他	246
営業外収益合計	5,584
営業外費用	
支払利息	1,100
その他	50
営業外費用合計	1,151
経常利益	117,958
特別損失	
固定資産除却損	0
特別損失合計	0
税引前四半期純利益	117,958
法人税、住民税及び事業税	34,873
法人税等調整額	6,417
法人税等合計	41,290
四半期純利益	76,667

【注記事項】

(会計方針の変更等)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

受託型のソフトウェア開発に関して、従来は、ソフトウェアの進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準を適用しておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足にかかる進捗度の測定は、期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当第1四半期累計期間の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当第1四半期会計期間より「売掛金及び契約資産」に含めて表示しております。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(追加情報)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたり適用することといたしました。なお、時価をもって四半期貸借対照表価額とする金融商品を保有しておらず、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

当第1四半期累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)	
減価償却費	7,969千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間(自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期損益計算書 計上額 (注) 2
	モバイル事業	ソリューション事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	546,387	288,693	835,081	—	835,081
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	546,387	288,693	835,081	—	835,081
セグメント利益	144,774	44,464	189,239	△75,714	113,525

(注) 1. セグメント利益の調整額△75,714千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第1四半期累計期間(自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント		合計
	モバイル事業	ソリューション事業	
アプリ広告売上	466,393	—	466,393
サブスクリプション売上	37,505	—	37,505
売切型アプリ販売	40,719	—	40,719
IT技術者派遣	—	245,956	245,956
受託開発	—	42,737	42,737
その他	1,769	—	1,769
顧客との契約から生じる収益	546,387	288,693	835,081
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	546,387	288,693	835,081

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第 1 四半期累計期間 (自 2022年 1 月 1 日 至 2022年 3 月 31 日)
1 株当たり四半期純利益	27円49銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	76,667
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	76,667
普通株式の期中平均株式数(株)	2,788,783
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年2月7日

株式会社アイビス
取締役会 御中

仰星監査法人
名古屋事務所
指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

小、川

董、

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

川、合、利、弥、

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程 216 条第 6 項の規定に基づき、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイビスの 2022 年 1 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日までの第 24 期事業年度の第 1 四半期会計期間（2022 年 1 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで）及び第 1 四半期累計期間（2022 年 1 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイビスの 2022 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する第 1 四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる

監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上